

### I. 2015春季生活闘争を取り巻く情勢

#### 1. 社会経済情勢

##### (1) 国際情勢

2014年10月に公表された国際通貨基金（IMF）の世界経済見通しの報告書によると、先進国で過剰債務など世界金融危機の影響がいまだに継続していることなどを理由に、2014年の世界の成長率予測を下方修正しました。ただし、米国と英国は、金融危機から抜け出しつつあり、ある程度の成長率に達しつつあるとしています。米国では、景気の回復や雇用情勢の改善などにより、10月に米国連邦準備理事会（FRB）が約6年続けてきた量的金融緩和の終了を決めました。

同年11月に開催された主要20カ国・地域首脳会議（G20サミット）で、世界経済の現状について「回復は鈍く、ばらつきがあり、必要な雇用は生んでいない」と指摘したうえで、G20全体の国内総生産を2018年までに2.1%引き上げることや男女間の就業格差を縮める方針などを採択し閉幕しました。

10月に開催されたアジア太平洋経済協力会議（APEC）では、2年6ヵ月ぶりに日中首脳会談が実現し、今後の日中関係の改善が期待されます。

##### (2) 国内情勢

2014年12月に実施された第47回衆議院選挙の結果、与党が引き続き安定した政権運営を可能とする絶対安定多数を確保しました。今後は、経済政策の第三の矢として閣議決定した日本再興戦略を強力に進めることとなりますが、その一つとして提示されている労働者保護ルールの見直しにむけた動きに注視する必要があります。

2014年10月に発表された日本銀行の経済・物価情勢の展望（展望レポート）で、日本経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、内需が堅調さを維持する中で、輸出も緩やかな増加に向かっていくと見込まれ、所得から支出への好循環を維持するとし、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けると予想しています。日銀短観（12月調査）では、大企業では非製造業が、中小企業においては製造業の業況判断指数が改善しています。一方で、小売りや対個人サービスの2業種は悪化し、消費税増税後の個人消費の戻りの鈍さを示しており、今後は消費税増税の影響は徐々に薄れていくものの急速な円安や原油安で先行きが見通しづらくなっているとしています。

政府は、11月の月例経済報告において景気の基調判断を「景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と10月の判断を据え置きました。しかしながら、個別項目では、消費税増税や円安による物価上昇により個人消費には弱さがあり、雇用情勢についても9月の有効求人倍率の低下を反映させ下方修正しました。先行きについては、消費マインドの低下や海外景気の下振れなどの懸念材料はあるものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあり緩やかに回復していくことが期待されるとしています。

総務省が2014年11月に発表した全国消費者物価指数によると、総合指数(2010年=100)が

前年同月比で2.9%上昇しました。また、生鮮食品を除く総合指数も同2.9%上昇し、17ヵ月連続の上昇となりましたが原油価格の値下がりを受け伸び率は鈍化しました。

【全国消費者物価指数：総務省発表】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
総合指数	100.7	100.7	101.0	103.1	103.5	103.4	103.4	103.6	103.9	103.6
前月比	-0.2	0.0	0.3	2.1	0.4	-0.1	0.0	0.2	0.2	-0.3
前年同月比	1.4	1.5	1.6	3.4	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	2.9

(3) 国内の雇用情勢

総務省が2014年11月に発表した2014年10月の労働力調査によれば、完全失業者数は233万人と53ヵ月連続の減少となり前年同月比では30万人減少し、完全失業率は3.5%となりました。就業者数は6,390万人と22ヵ月連続の増加となり前年同月比では24万人増加しました。雇用形態別では、正規の職員・従業員数は3,298万人で前年同月から7万人増加し、非正規の職員・従業員数も1,980万人と前年同月から16万人増加し、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.5%となりました。

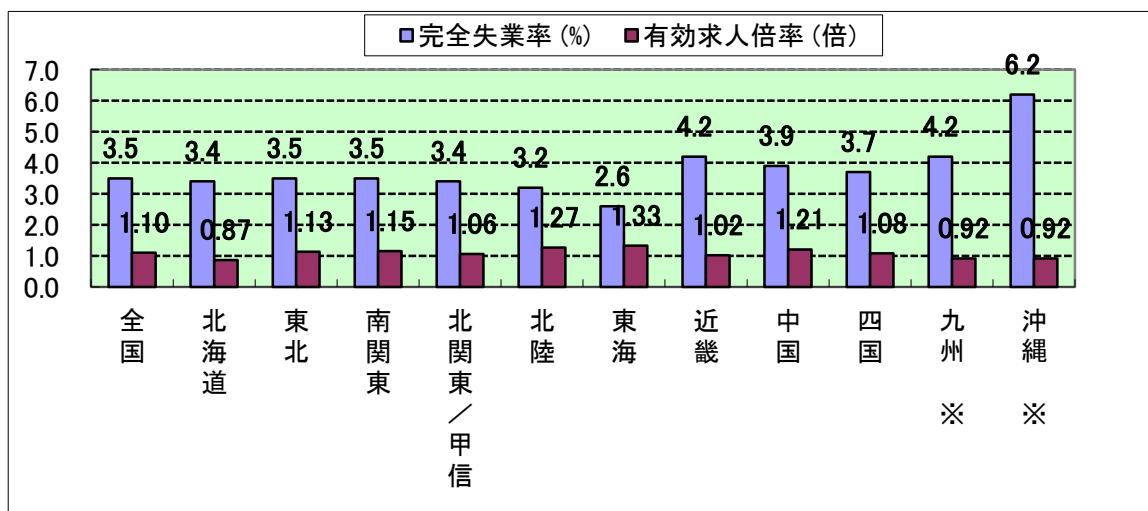
厚生労働省が発表した10月の有効求人倍率は1.10倍で、前月に比べて0.01ポイント低下しました。10月の新規求人倍率は1.69倍で前月を0.02ポイント上回り、産業別では、医療・福祉(前年同月比10.9%増)や宿泊・飲食・サービス業(同2.5%増)などで増加となりました。

地域毎の完全失業率と有効求人倍率、雇用者の年収分布は以下のとおりとなっています。

【完全失業率と有効求人倍率：総務省労働力調査・厚生労働省一般職業紹介状況】

		6月	7月	8月	9月	10月	11月
完全失業率 (%)	2014年	3.7	3.8	3.5	3.6	3.5	3.5
	2013年	3.9	3.8	4.1	4.0	4.0	4.0
有効求人倍率 (倍)	2014年	1.10	1.10	1.10	1.09	1.10	1.12
	2013年	0.92	0.94	0.95	0.95	0.98	1.00

【地域毎の完全失業率(2014年7～9月) 有効求人倍率(2014年10月)】



※地域別の有効求人倍率は、九州と沖縄は合算して公表

## 【年収分布の動き：国税庁税務統計からみた民間給与の実態調査】

国税庁「税務統計」における年収分布の動き

年	100万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	500万円以下	600万円以下	700万円以下	800万円以下	900万円以下	1000万円以下	1500万円以下	2000万円以下	2000万円超
2002	7.0	12.1	15.8	17.9	14.5	10.6	6.9	5.0	3.2	2.2	3.7	0.8	0.4
2003	7.4	12.8	15.8	17.5	14.0	10.3	6.6	4.9	3.2	2.0	3.8	0.7	0.4
2004	7.7	14.0	15.8	17.0	14.4	10.1	6.4	4.7	3.1	2.0	3.7	0.8	0.4
2005	7.9	13.9	15.8	17.2	14.2	10.1	6.4	4.6	3.0	2.1	3.6	0.7	0.5
2006	8.0	14.8	16.0	16.9	13.9	9.6	6.4	4.5	3.0	2.0	3.7	0.8	0.5
2007	8.1	14.7	15.8	16.7	13.9	9.7	6.5	4.5	3.0	2.0	3.8	0.8	0.4
2008	8.4	14.9	16.4	16.9	13.7	9.5	6.1	4.3	2.9	1.9	3.6	0.8	0.6
2009	8.9	15.6	17.5	18.1	13.7	9.0	5.5	3.8	2.5	1.6	2.9	0.6	0.3
2010	7.9	15.0	17.6	18.1	14.3	9.4	5.7	3.9	2.5	1.6	2.8	0.6	0.4
2011	8.6	14.8	17.4	18.4	14.0	9.2	5.6	3.9	2.5	1.6	2.9	0.6	0.4
2012	8.6	15.3	17.1	18.0	13.9	9.4	5.7	4.0	2.5	1.7	2.8	0.6	0.4
2013	9.1	15.0	16.8	17.4	13.8	9.6	5.9	4.0	2.6	1.7	2.9	0.6	0.4

注：雇用形態にかかわらず、民間において1年を通じて勤務したすべての給与労働者が対象

## 2. サービス・ツーリズム産業の情勢

### (1) 世界の状況

国連世界観光機関（UNWTO）の発表によると、2013年の国際観光客到着数（1泊以上の訪問客）は、アジア・太平洋（前年比6%増）やヨーロッパ（同5%増）が牽引し、世界全体で10億8,700万人（同5%増）を記録しました。2014年上半期では、2013年同期比で2,200万人増の5億1,700万人となっています。また、2013年の国際観光収入は、アジア・太平洋（前年比8%増）や米州（同6%増）などが牽引し世界全体では1兆1,590米ドル（同5%増）となり、全世界のGDPの9%、全世界の輸出総額では6%を占めています。

UNWTOは、2014年の国際観光客到着数を世界全体で4%から4.5%の増加を見込み、特にアジア・太平洋では5%から6%と最も強く伸びるとし、国際観光客到着数が2010年から2030年まで平均3.3%増加し2030年には18億人に届くと予測した長期予測「Tourism Towards 2030」を上回る成長を予測しています。

日本貿易振興機構（JETRO）の発表によると、2013年の世界貿易（商品輸出）は、中国とEUや米国などが牽引したものの日本とロシアなどの一部新興国の減少により、18兆2,858億ドル（前年比1.6%増）と増加に転じたものの微増となりました。商品別では、集積回路や通信機器が伸びた一方で原油など資源は減少しました。また、世界貿易機関の貿易統計によると、2014年の世界貿易額の伸び率はアジア地域の伸び率が好調に推移し4.7%、2015年は5.3%と予測しています。

国際空港評議会の発表によると、2013年の空港貨物総取扱量は、速報値で8,689万トン（前年比0.7%増）となり、そのうち国際貨物取扱量は中東や北米、アジアの実績が伸び5,586万トン（同0.9%増）となりました。また、最も貨物取扱量が多かった空港は、香港国際空港で416万トン（同2.3%増）、2位がメンフィス国際空港の413万トン（同3.0%増）、3位が上海浦東国際空港の292万トン（同0.3%減）、4位が仁川国際空港の246万トン（同0.3%増）となり、成田空港は201万トン（同0.7%増）で10位にとどまりました。

### (2) 日本の状況

#### ①国内旅行

観光庁の旅行・観光消費動向調査によると、2014年1月から3月の国内宿泊旅行の延べ旅行者数は、4,706万3千人（前年同期比2.1%減）と前年とほぼ同じ水準で推移しました。4月から6月の国内宿泊旅行の延べ旅行者数は、5,000万8千人（同0.6%増）となり、懸念された消費税増税による旅行者数の減少とならず好調に推移しました。中国や韓国との

関係悪化が続いていることや円安傾向による海外旅行の割高感により、国内旅行にシフトしたことが要因としてあげられています。日本旅行業協会（JATA）が6月に発表した夏休み旅行動向調査では、主要旅行会社の予約状況は7月から9月すべて前年を上回っており、旅行者数は過去最高を更新するとの予想もありましたが、台風や豪雨などの天候不順による取り消しなどで国内旅行は大きな影響を受けました。

今後も、国内旅行は堅調に推移すると見込まれており、2015年3月に北陸新幹線が長野と金沢間で開業し、また2015年度中には北海道新幹線が新青森と新函館北斗間で開業することが予定され、新たな需要を喚起することが期待されます。

【国内宿泊旅行者数：観光庁発表】

	(1～3月)	前年比	(4～6月)	前年比
2013年	4,806万1千人	102.8%	4,955万1千人	97.9%
2014年	4,706万3千人	97.9%	5,000万8千人	100.9%

②海外旅行

日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2014年の出国日本人数は、1月～11月の累計で、1,550万3千人（前年比3.1%減）となりました。円安基調や燃油サーチャージの高止まりによる海外旅行の割高感から個人旅行を中心に国内旅行にシフトしたことや、ボリュームが大きい中国や韓国への旅行が関係悪化により減少していることが主な要因とみられます。2014年はソチオリンピックやワールドカップブラジル大会が開催されましたが、日本からの距離が遠いことなどもあり出国者数の大きな伸びとはなりませんでした。

今後は、引き続き円安傾向や燃油サーチャージの高止まりといった懸念材料はあるものの、格安航空会社（LCC）の就航や航空座席供給量は増加しており、需要拡大に期待がかかります。また、国交正常化50周年を迎える韓国や3年ぶりに首脳会議が開催された中国との関係が修復にむかえば増加に転じる可能性があります。

【出国日本人数の動向：JNTO発表】

2013年(1～11月)	前年比	2014年(1～11月)	前年比
1,598万人	93.7%	1,550万3千人	96.9%

③外国人旅行

JNTOの発表によると、2014年の訪日外客数は、1月～11月の累計で、1,217万8千人（前年比28.2%増）となり、2013年に引き続き年間過去最高を更新することとなりました。

円安基調にあることや、世界の旺盛な観光需要に対応したプロモーションや航空路線拡大による航空座席供給量の増加、大型クルーズ船の寄港などに加え、査証の免除や発給要件を緩和した東南アジアからの旅行者が大幅に増加したことが要因となっています。

今後も、世界の旅行者数は増加が見込まれとりわけアジアの旅行者数は大きく伸びることが想定されており、海外重点市場における招へい事業の実施や旅行博出展など継続的に展開してきた訪日プロモーションの効果や消費税免税制度の拡充などの施策と相俟ってさらなる訪日外客数の拡大が期待されています。

【訪日外客数の動向：JNTO発表】

2013年(1～11月)	前年比	2014年(1～11月)	前年比
949万9千人	123.9%	1,217万8千人	128.2%

#### ④貿易

財務省の貿易統計によると、2013年は過去最大の輸入額を反映し速報値で11兆4,683億円と過去最大の貿易赤字となりました。輸出は、中国を中心としたアジア向けでは金属加工機械が減少したものの、米国やEU向けの自動車や有機化合物等が増加し、69兆7,877億円（前年比9.5%増）と3年ぶりに増加となりました。数量指数では、90.2（同1.5%減）と3年連続の減少となりました。輸入は、原油や液化天然ガス等の増加に加え、米国からは原動機、EUからは医薬品、アジアからは電子部品が増加し、81兆2,622億円（同15.0%増）と過去最大の輸入額となり、数量指数でも105.4（同0.4%増）と4年連続の増加となりました。

2014年に入っても貿易赤字の傾向は続いています。輸出は自動車、科学光学機器等が増加し、35兆498億円（前年同期比3.2%増）となりましたが、数量指数では88.5（同0.2%減）となっています。輸入は、引き続き原油や液化天然ガスが増加し42兆6,482億円（同10.0%増）となり、数量指数でも105.5（同3.6%増）となりました。

### (3) 業種別の情勢

#### ①旅行業

観光庁が発表している主要旅行業者（50社）の総取扱額は、2014年4月から10月の累計で、3兆9,065億円（前年同期比1.8%増）となりました。

国内旅行の総取扱額は、繁忙期である夏期の週末などに上陸した台風や豪雨など天候不順による影響はあったものの2兆4,501億円（前年同期比0.8%増）となりました。国内旅行は堅調に推移しており、好調な外国人旅行の予約の増加も相俟って訪日外国人が多く訪問する地域で予約が取りにくい状況が発生しています。また、貸切バスに関する制度改定などにより商品造成に影響を与えていることも懸念材料となっています。JATAの市場動向調査によると、今後は、国内個人旅行ではシニア層やファミリー層を中心に底堅い需要が見込まれ、国内団体旅行でも職場や招待・報奨を中心に需要の回復が見込まれます。また、方面別では、京阪神と東京の二大都市圏で好調を維持するものとみられています。

海外旅行の総取扱額は、渡航者数が減少しているものの、1兆3,900億円（前年同期比2.4%増）となりました。円安により宿泊などの仕入費用に加え、航空運賃の上昇や燃油サーチャージの高止まりといったコストを反映した旅行商品の価格上昇による取扱額の増加となっていることから、各社の収益には結びついていない状況です。また、海外旅行の割高感が強まっており、通常は安価な近隣諸国へのシフトが進むところですが、中国や韓国との関係悪化により国内旅行へシフトしており、海外旅行商品の価格設定に影響を与えています。JATAの市場動向調査によると、今後は、旅行形態別では業績が好調な企業を中心に業務渡航・商用・視察・インセンティブの需要が伸びると想定していますが、方面別ではヨーロッパが微増となるものの総じて微減と想定しています。

外国人旅行の総取扱額は、訪日外客数の増加に比例して663億9,069万円と前年同期比で34.2%増加しました。外国人旅行をめぐっては、厳しい競争条件のなかで日本の旅行会社の国際競争力が十分発揮できず件数ならびに金額ともにごく僅かとなっています。加えて、価格競争が激化し価格重視で低品質のツアーが多くみられるようになりました。そこで、JATAが2013年にツアーオペレーター業界の自主規制として、外国人旅行の取り扱いにあたり、法令を遵守し品質を管理するため「ツアーオペレーター品質認証制度」をスタートさ

せましたが、導入して間もないこともあり拡大する外国人旅行の需要の恩恵を十分に享受していない状況となっています。

【主要旅行業50社の取扱実績：観光庁発表】

	2013年（4月～10月）	2014年（4月～10月）	前年比
国内旅行	2兆4,318億3,832万円	2兆4,501億5,531万円	100.8%
海外旅行	1兆3,571億326万円	1兆3,900億2,404万円	102.4%
外国人旅行	494億5,872万円	663億9,069万円	134.2%
総取扱額	3兆8,384億30万円	3兆9,065億7,003万円	101.8%

②国際航空貨物業

航空貨物運送協会（JAF A）の発表によると、2014年の輸出実績は1～11月累計の件数が282万9,007件（前年同期比3.6%増）、重量でも84万5,893トン（同11.1%増）と増加しています。主要品目についてみると、景気の回復傾向である米国を中心に自動車部品が好調に推移し、一般機械や化成品についても堅調に推移していますが、今後の大幅な伸びは見込めない状況にあります。

2014年の輸入実績は、1～11月累計の件数が230万8,078件（前年同期比2.6%減）、と減少し、重量では90万2,967トン（同1.6%増）としています。消費税増税前の駆け込み需要で前年比から増加したものの想定ほどの伸びはなく、その後は再びマイナス基調となっています。主要品目についてみると、電子部品などの機械機器類は堅調に推移するものの、個人消費動向によっては消費財が全般的に低調となることが見込まれ、大幅な回復は難しい状況にあります。

国際航空貨物業では、円安基調にあることから輸入の取り扱いが前年比から減少していますが、輸出の取り扱いが伸びたことから大手企業を中心に増収となっています。利益面では、米国の緩やかな景気回復を背景に北米向けの自動車関連部品や医療機器などの荷動きが活発になり、さらには日本を経由して米国に向かう中国貨物の輸送需要も高まり、航空貨物スペースの逼迫で日本発運賃原価が上昇し収益の圧迫要因となる懸念があります。国内でもトラック運転手不足や燃料費の高騰を背景にトラック運賃が上昇しコスト増となっています。

【航空輸出混載貨物・航空輸入貨物推移：航空貨物運送協会（JAF A）発表】

	2013年（1～11月）	前年比	2014年（1～11月）	前年比
航空輸出混載貨物	272万9,974件	98.2%	282万9,007件	103.6%
	76万1,519トン	90.2%	84万5,893トン	111.1%
航空輸入貨物	237万0,731件	97.8%	230万8,078件	97.4%
	88万8,932トン	95.3%	90万2,967トン	101.6%

③宿泊業

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、2014年の全国平均の客室稼働率は、堅調な国内旅行需要に加え過去最高を更新している外国人旅行者の増加により、調査開始以来最高の水準となっています。東京・大阪を中心としたシティホテルでは、90%近い客室稼働率となる月もあり好調に推移しています。また、旅館でも僅かではあるものの、全国平均で客室稼働率は上昇しています。

今後も、客室稼働率は、アジアを中心に旅行者は増加すると予測されていることからさらに多くの外国人旅行者の需要が見込まれるとともに、海外旅行からのシフトによる国内旅行需要にも支えられ高い水準で推移するものと想定されます。

堅調な国内旅行と好調な訪日旅行に支えられた需要の増加により客室稼働率が好調に推移していることから、客室単価も上昇傾向にあります。とりわけ、シティホテルでは、客室単価がリーマンショック前の水準に回復したホテルや、単月の客室部門の売上が過去最高を記録したホテルもあり好調に推移しています。

宴会部門は、婚礼および一般宴会ともに苦戦が続いています。厚生労働省の人口動態総覧によると、婚姻件数は、2001年の80万件から減少傾向にあり、2013年も66万613件（前年比8,256件減）と戦後最も少なくなりました。今後も、少子化に伴い婚姻件数は戦後最低を更新することが想定されるなか、ハウスイェディングに対応した施設の新規開設や改装は続いており、婚礼については厳しい市場環境が続くものと想定されます。一般宴会は、企業の経費支出の抑制傾向は続いており、企業業績上昇に伴う法人需要の増加は未だ実感できる状況には至っていません。今後は、円安の進展による輸出産業をはじめとした企業業績上昇に伴う法人需要の回復や、MICE需要の取り込みに期待がかかります。

宿泊業は、宴会部門での苦戦や前年からの反動などにより地域によっては厳しい状況にあるものの、全体的には宿泊部門が好調であることから、2014年の売上高は前年を上回るものと想定されます。総務省のサービス産業動向調査によると、2014年10月までの宿泊業の売上高は、前年を多くの月で上回り、東日本大震災前に回復した状況となっています。また、需要の増減状況を示すDI値（景気動向指数）は月により上下はあるものの、総じてみるとプラスの状況となっており、堅調に推移しています。

【客室稼働率：観光庁 宿泊旅行統計調査】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月
合 計	2014年	48.8%	55.0%	58.4%	53.4%	60.6%	52.9%
	2013年	45.6%	53.2%	55.0%	52.4%	53.8%	51.8%
シティホテル 全国平均	2014年	57.4%	66.7%	71.4%	66.5%	75.1%	63.8%
	2013年	62.3%	73.4%	75.8%	75.4%	75.1%	74.6%
シティホテル 東 京	2014年	71.9%	83.6%	85.5%	84.3%	89.9%	77.8%
	2013年	71.6%	83.8%	86.0%	87.4%	84.4%	84.4%
シティホテル 大 阪	2014年	77.3%	83.1%	87.7%	86.9%	90.3%	79.8%
	2013年	72.6%	82.0%	85.9%	86.8%	80.4%	80.8%
旅 館	2014年	28.7%	30.9%	36.6%	31.6%	39.3%	31.0%
	2013年	28.1%	31.1%	32.9%	29.0%	33.4%	30.1%

【国内宿泊旅行1人1回あたり単価：観光庁 旅行・観光消費動向調査】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
2014年(円)	45,846	53,416	43,184	53,910	43,713	44,110
2013年比(%)	96.8	112.0	94.2	113.8	94.4	91.8
2010年比(%)	93.2	105.6	91.7	113.2	90.4	89.3

【宿泊業の売上高：総務省 サービス産業動向調査】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
2014年(億円)	4,166	3,778	4,884	4,311	4,979	4,385	5,152	6,932	5,020	
2013年比(%)	100.8	96.2	105.1	102.1	100.7	97.8	103.3	102.3	103.0	
2010年比(%)	91.0	85.6	94.4	95.6	94.8	96.0	103.6	115.5	99.8	
2014年D I 値	15.6	-0.7	25.1	-7.6	17.2	-10.6	13.1	3.4	5.9	

(注) この調査におけるD I 値は、景気の動きをとらえるための指標で、良化と回答した企業の割合から、悪化と回答した企業の割合を減じた数値。

④外食業

日本フードサービス協会の外食産業市場動向調査（2014年4～8月）によると、全業態トータルの売上高は、消費税増税にもかかわらず税抜き比較で客単価が前年を上回ったことから、5月まで前年を超えて堅調に推移しました。しかしながら、6月以降は台風や豪雨などの影響によって客数が大きく減ったことから前年を下回りました。店舗数では、すべての月で前年をわずかに上回っています。

日本経済新聞社の調査によると、家族連れや会社員などの利用が多い「焼肉」・「回転寿司」や、居心地を重視した「カフェ」などが好調に推移しています。また、「ファミリーレストラン」では付加価値を高め単価アップをはかった商品の販売が好調となっています。一方で、中国の加工工場で消費期限切れの鶏肉使用が発覚したことによって、ファーストフードは売上に大きな影響がでました。また、人手不足によるアルバイトの人件費上昇によって収益を圧迫し、営業休止または店舗閉鎖に追い込まれるケースが発生しています。

ホテルのレストランでは、景況感の悪化の影響もあり来客数が伸び悩んでいます。

⑤レジャー施設業

経済産業省の特定サービス産業動態統計調査（2014年4～8月）によると、テーマパーク全体の売上高は4月・7月・8月で、入場者数合計では4月と8月の二月だけが前年を上回り、2013年のような大きな伸びは見られませんが、底堅い動きとなっています。

日本経済新聞社によるテーマパーク主要13施設に対する調査（2014年4～9月）では、2014年度上半期に入場者数が前年を上回ったのはハウステンボスなど5施設にとどまりましたが、入場者数合計では前年からほぼ横ばいの約3,100万人と、堅調な国内旅行と好調な訪日旅行に支えられ底堅い動きとなっています。個別の施設では、2013年に30周年を迎えた東京ディズニーリゾート（TDR）は、前年割れとなったものの上半期合計で過去2番目に高い入場者数を記録しました。新アトラクションがオープンしたユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ）は、7月から5ヵ月連続で過去最高の入場者数を記録しました。

経済産業省の特定サービス産業動態統計調査によると、ゴルフ場の利用者と売上高ともに4月・5月・8月で前年を超え、特に5月・8月では休日の利用が対前年110%前後と増加するなど、シニア層の回復で大きな伸びとなりました。また、日本経済新聞社のゴルフ場調査によると、2014年度の売上高は2年ぶりにプラスとなる見通しとなっていますが、シニア層以外の女性や若者といった新しい層の取り込みが急務となっています。



#### (4) 今後の動向

##### ①サービス・ツーリズム産業

政府は、2014年6月の観光立国推進閣僚会議で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を改定し、観光を力強い日本経済を取り戻す成長戦略の柱として再度位置づけました。あわせて、訪日外国人旅行者誘致をはじめとした各種政策を強化していくことも確認され、官民や国と地域の連携による一層の旅行需要の拡大への取り組みに期待がかかります。また、内閣府に「休み方改革ワーキンググループ」を設置し、有給休暇の取得促進にむけて秋の大型連休創設などの施策について議論が行われており、日本人の旅行機会の創出にむけた環境整備にも期待がかかります。

国際物流政策については、強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築にむけ「総合物流施策大綱（2013～2017）」が2013年6月に閣議決定され、同年7月には国土交通省に国際物流課が新設されるなど国の推進体制が強化され、今後物流の機能強化や効率化の推進が期待されます。

##### ②業種別

旅行業は、急速に進化するインターネット販売や直販化に加え、世界規模での観光需要拡大により航空座席や宿泊施設の仕入条件が厳しくなっていることなどに対応するため、法改正や標準旅行業約款の改正を視野にいたした議論が進められており、それらの動きを注視する必要があります。また、外国人旅行の需要は今後も伸びることが想定されますが、日本の旅行会社を取り扱う外国人旅行の比率は低く苦戦しています。人材育成や情報発信、受入体制整備などの積極的な取り組みで、外国人旅行の取扱比率を向上させることが課題となっています。

国際航空貨物業は、改正されたK S / R A制度への対応に加え、A E O制度の活用により貨物輸送における安全性の確保が求められるとともに、サプライチェーンの多様化や在庫管理の最適化によって広域かつ複雑になった市場へ対応できる物流品質の向上が荷主から求められています。また、日本企業の海外移転が進み産業構造が変化したことで円安傾向にあるものの従来と比べると日本からの輸出が伸びない状況となっており、さらには世界各国で広がりを見せる自由貿易協定締結など、需要や環境の変化を的確にとらえ対応することが求められています。

宿泊業は、大規模施設に耐震診断を義務付けた改正耐震改修促進法の施行により、診断料金に加え、改修を行った場合の改修費用や改修工事期間中の休館などの対応が経営上の大きな懸念材料となっています。また、世界各国からの訪日外国人受け入れのため多様な宗教、文化などへの対応やユネスコ無形文化遺産となった「和食」人気の高まりによる需要の取り込みが求められます。宴会部門については、市場の変化に対応するとともに新たな需要としてM I C E市場への積極的な取り組みが求められています。

## II. 連合の2015春季生活闘争方針(抜粋)

2015春季生活闘争では、すべての組合が重点的に取り組む課題として「賃上げ」「時短」「政策・制度実現の取り組み」を「3本柱」として位置づけ、これらの取り組みを通じ「底上げ・底支え」「格差是正」の実現と、「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けて全力

を尽くす。

- (1) 2015春季生活闘争は、賃金相場の波及力を高め、未組織労働者も含め広く社会全体の底上げ・底支えをはかり、格差の是正（規模間、正規・非正規間、男女間）に全力を尽くすことである。そのために、賃金の上げ幅のみならず、賃金の絶対額を重視した要求の組み立てを行う必要がある。
- (2) また、地域経済の活性化や地域との連携をはかることは、中小や地場企業における賃上げを実現させるためにも重要であり、フォーラムを開催するなど、広く社会に向けた運動を展開していくこととする。また、昨年引き続き、公正取引の実現や公契約条例の拡大などについて、政策・制度実現の取り組みに加え、社会に対するアピール活動も積極的に行っていく。
- (3) 企業規模間、正規・非正規間、男女間などに存在する賃金等の格差はさらに拡大し、待ったなしの状況にある。格差の実態把握を行いつつ、大手組合の中小組合等への支援等を含む是正に向けた実効性のある取り組みを行っていくことが必要である。
- (4) 家計消費の回復が求められる中、物価上昇局面にあることや経済成長をけん引するためにも賃上げを継続的に行っていくことが「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」のために必要である。足元で物価は継続的に上昇しており、働く者の実質的な生活は十分に改善したとはいえない状況を踏まえ、賃上げ要求については、その上げ幅の議論とともに、生活できる賃金水準や、仕事の内容や役割などに見合った納得できる賃金水準を求めていくこととする。また、可処分所得の維持・向上など、労使の賃金交渉だけでは解決できない社会保障や税等に関する問題については、「政策・制度実現の取り組み」を通じて解決をはかっていく必要がある。
- (5) こうした状況を総合的に勘案し、賃金の引き上げについては、定期昇給・賃金カーブ維持相当分の確保を前提とし、過年度の消費者物価上昇分や企業収益の適正な分配の観点、経済の好循環を実現していく社会的役割と責任を踏まえ、すべての構成組織が取り組みを推進していくことを重視し2%以上の要求を掲げ獲得をめざし、取り組みを進めていく（定期昇給相当額と賃上げ額を加えた要求は4%以上とする）。
- (6) また、「時短」についても重点的に取り組む必要がある。約10年にわたり連合主要組合の年間総実労働時間は2000時間台に高止まりしており、労使で長時間労働の是正を実現させ、労働安全衛生面や健康確保の観点で過重労働対策を進めていく必要がある。加えて、超少子高齢・人口減少社会の中で、仕事・睡眠の時間に加え「社会生活の時間」の確保を行ったうえで、育児・介護・家事や、地域の中で社会的な責任を果たす時間に充てることも重要になっており、そうした観点も含め「ワーク・ライフ・バランス社会」の実現に向けた取り組みを今まで以上に推し進める必要がある。

### Ⅲ. 2015春季生活闘争の基本認識

私たちサービス連合は、2015春季生活闘争をサービス・ツーリズム産業で働くすべての労働者一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備にむけた待遇改善に取り組む闘争と位置付け、産業を支える人財を確保し魅力ある産業を実現させるために、2014春季生活闘争で掲げた考え方を継続し、着実な取り組みを進めていくこ

ととします。

私たちの産業は、アジアを中心とした旺盛な観光需要を取り込み、少子高齢化が進展する日本経済や社会の持続的な発展に寄与するリーディング産業としての成長を期待されています。政府は観光立国を重点政策に掲げ、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を改定するなど積極的に政策を進めています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催にむけ、観光産業への期待感はさらに増しており、観光立国実現に向けた取り組みが強化されています。サービス連合は2014春季生活闘争において、他産業と比較して必ずしも水準の高いとは言えない労働条件を引き上げる取り組みを進めました。その結果、実質的な賃金改善が実施されるなど一定の成果をあげてきましたが、全体としては産業間格差が拡大することとなりました。そこで、労働集約型産業である私たちの産業がさらに発展を続けるためには、人財へのさらなる投資が欠かせないと認識し、引き続き労働条件を引き上げ、産業間格差を段階的に縮めていく取り組みが必要であると考えています。

一方、日本経済は、経済政策や雇用環境の改善などを背景に、緩やかながらも回復軌道へ復帰するとの見方が出ているものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減や、円安による原材料価格の上昇に伴う物価上昇で個人消費が十分に回復せず、マイナス成長となっています。今後には、日本のGDPの6割を占める個人消費を増やし、内需拡大による日本経済の再生を果たすために、所得を増やすことが求められているといえます。所得を増やすにあたっては、物価上昇などに対する生活防衛の観点から、生活の基礎である月例賃金の改善に取り組むことが重要です。

そこで、2015春季生活闘争の具体的な要求基準は、①正規労働者の実質的な賃金改善をはじめとした年収水準引き上げへの取り組み、②雇用の確保を前提とした契約社員やパートタイマー等の待遇改善、③産業全体の賃金の底上げを目指した最低保障賃金の協定化、④年間総実労働時間短縮によるワーク・ライフ・バランスの実現、⑤両立支援・男女平等社会の実現、⑥60歳以降の雇用確保の取り組みを柱とし、これらの要求の実現にむけ取り組むこととします。

闘いを進めるにあたっては、賃金改善に係わる用語を改めて定義することによって、取り組み方針の共有化をはかり、加盟組合との連携を強化し、要求の実現にむけ一体となって取り組むこととします。

#### IV. 2015春季生活闘争要求基準

##### 1. 正規労働者の賃金改善、一時金要求

2015春季生活闘争は、2014春季生活闘争で踏み出した歩みをすすめ、一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備と産業間格差を縮め産業を支える人財を確保するため、年収水準の改善に取り組むこととします。取り組みにあたっては、賃金・一時金ともに水準の向上に取り組むこととしますが、物価上昇などへの生活防衛の観点から、生活の基礎である月例賃金の引き上げにこだわる闘争を進めていくこととします。

##### (1) 賃金改善

すべての加盟組合は、賃金カーブを維持したうえで、0.5%以上の実質的な賃金改善に取

り組み、月例賃金を引き上げることとします。取り組みにあたっては、「指標」や、「賃金水準の実態」(※1)、各業種別の補足基準を基に中期計画を策定し、中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現のため、着実な賃金水準の引き上げに取り組むこととします。

定昇制度が無い組合や定昇見合分の算出が困難な組合、賃金制度が未整備な組合は、業種ごとに定める1歳・1年間差(※2)を基本に賃金カーブを維持したうえで、0.5%以上の実質的な賃金改善に取り組むこととします。

加えて、これまでの取り組みの経緯や業種の特性を補完するために、各業種別の補足基準を、以下のとおり定めます。

ホテル・レジャー業の加盟組合は、中期的賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ、まずは、「ホテル・レジャー業の年収基準」である35歳労働者の当面の年収基準400万円以上、30歳労働者の当面の年収基準350万円以上の達成に取り組むこととします。

観光・航空貨物業の加盟組合は、22歳172,000円程度、35歳300,000円程度を最低到達目標額とし、水準の引き上げに取り組むこととします。

(※1) 2014年賃金水準の実態

	【22歳】		【35歳】	
	ホテル・レジャー業	観光・航空貨物業	ホテル・レジャー業	観光・航空貨物業
加重平均	165,712円	196,275円	231,400円	344,493円
モデル賃金	162,601円 (41組合平均)	194,169円 (49組合平均)	257,469円 (42組合平均)	324,953円 (49組合平均)
年収試算	248万円程度	303万円程度	366万円程度	557万円程度
中労委 モデル	211,000円		400,600円	
中労委 年収試算	337万円程度 (一時金は高卒支給額で試算)		668万円程度	

注) 年収については当年度加重平均の12ヵ月分に賃金実態調査による2014年度夏期一時金年齢別平均支給額・2013年度冬期一時金平均支給額を加算して試算。  
中労委モデルは2013年度実績を記載。

(※2) 賃金カーブ維持分参考値

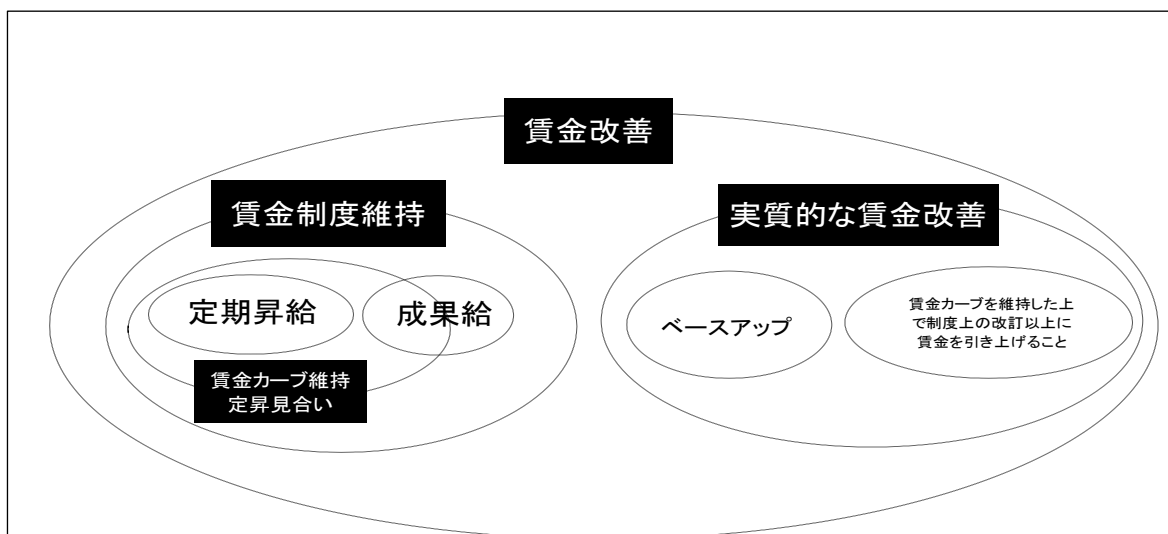
ホテル・レジャー業 (5,000円)

: ホテル・レジャー委員会構成組合の18歳制度～35歳実在者の基本給賃金の単純平均。

観光・航空貨物業 (5,300円)

: 観光・航空貨物委員会構成組合の2014春季生活闘争の妥結実績。

## 用語の定義について



### (1) 賃金改善

賃金制度維持も含めたすべての月例賃金の改善に係るもののことの総称。

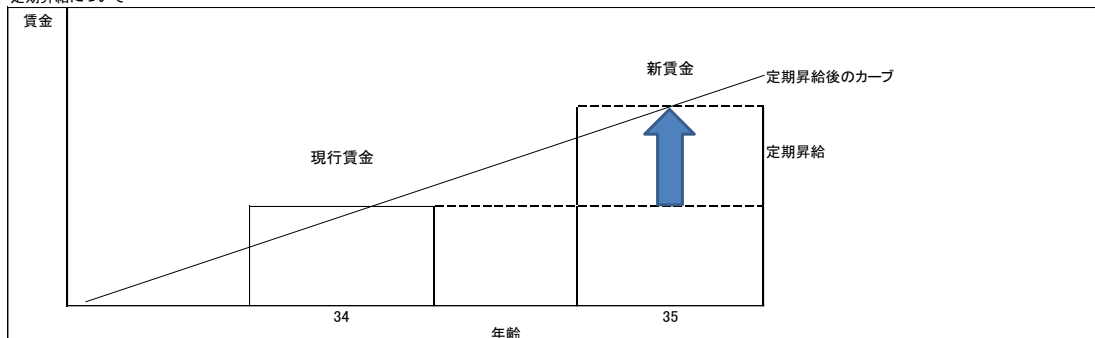
### (2) 賃金制度維持

定期昇給を実施することや、賃金制度で定められた成果給等の改訂を行うこと。

#### ① 定期昇給

賃金表（タリフ）に基づき、資格や等級が同じ一年上の先輩がもらった額に追いつくために必要な賃金を上昇させること。（賃金表上の移動）

定期昇給について



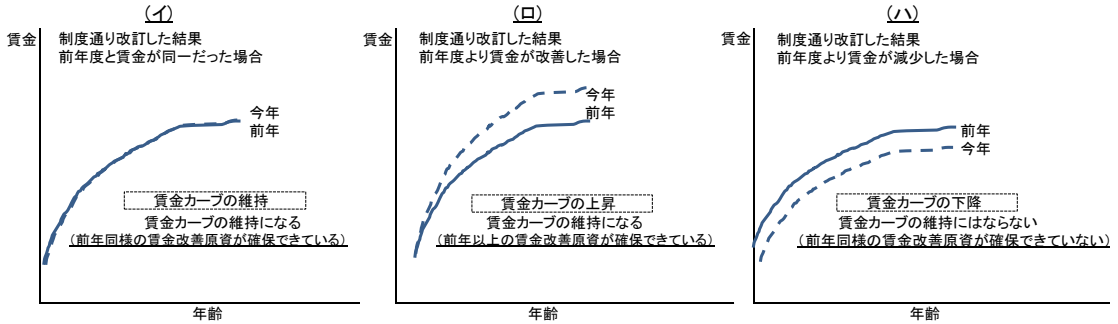
#### ② 賃金制度で定められた成果給等の改訂

成果主義制度を導入している場合で、制度どおりに成果給（能力給・役割給・調整給・業績給・役割成果給・職能手当・職務遂行給・年齢勤続給など）の改訂を実施すること。

### ③定昇見合い（定昇相当）（＝賃金カーブの維持）

賃金制度が未整備な場合や成果主義賃金を導入している場合で、1歳1年間差を埋める事の出来る昇給原資を確保し、前年同年齢者、同資格者の得ていた賃金を業績の好不調に関わらず維持し、賃金カーブを維持すること。

賃金制度維持と賃金カーブとの関係について



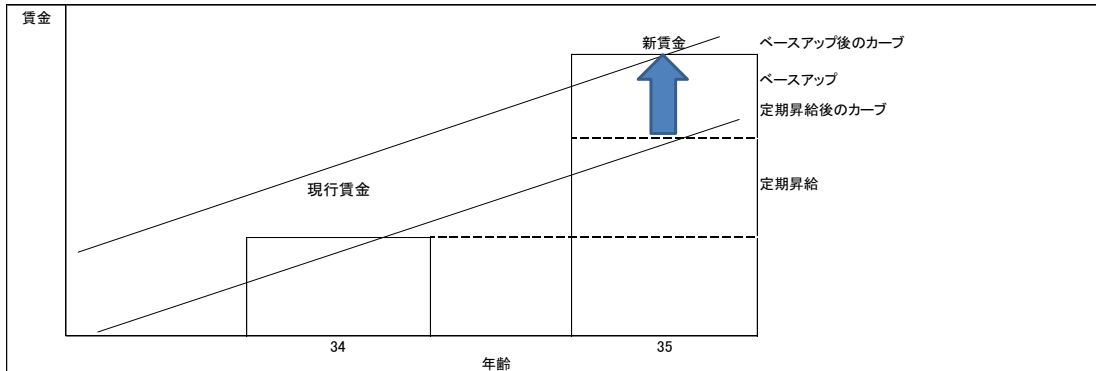
### (3) 実質的な賃金改善

ベースアップや、賃金カーブを維持したうえで賃金制度で定められた改訂以上に賃金を引き上げること。

#### ①ベースアップ

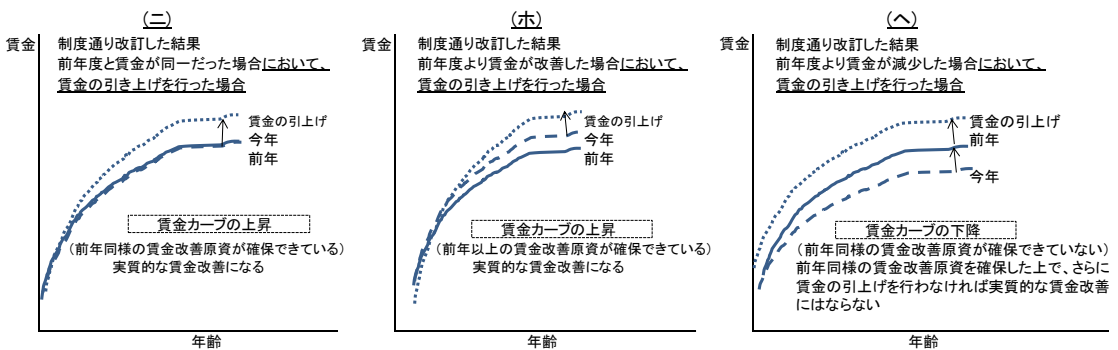
賃金表を書き換えることで、個別賃金水準を引き上げること。

ベースアップについて



#### ②賃金カーブを維持したうえで賃金制度上で定められた改訂以上に賃金を引き上げること。

賃金制度維持と賃金カーブ、実質的な賃金改善との関係について



## (2) 一時金

すべての加盟組合は、前年同年齢者の一時金支給水準の確保に取り組んだうえで、「35歳年収 550万円」の実現のため「指標」を活用し主体的に水準向上に取り組むこととします。「指標」を活用しない加盟組合の年間支給月数は4ヵ月相当とし、既に年間4ヵ月を確保している加盟組合は、前年実績以上を要求することとします。

業績連動一時金導入組合は、固定支給部分への配分拡大を行うこととします。

上記に加え、各業種別の補足基準については以下のとおりとします。

ホテル・レジャー業の加盟組合は、「指標」に加え「ホテル・レジャー業の年収基準」を活用し、水準向上に取り組むこととします。「指標」を活用しない加盟組合で、年間支給月数4ヵ月相当の取り組みが困難な場合は、前年年間一時金支給月数プラス0.5ヵ月以上に取り組むこととします。

観光・航空貨物業の加盟組合は、「指標」を活用しない加盟組合の要求基準を4.0ヵ月とし、到達目標水準については、5.5ヵ月以上とします。

## 2. 契約社員やパートタイマー等の待遇改善

契約社員やパートタイマー等の待遇改善については、雇用の維持・確保を前提に、正規労働者同様に年収水準の引き上げにむけ積極的に取り組むこととします。また、労働契約法改正への対応を含め、要求基準を基に安心して働き続けることができる環境整備に取り組むこととします。

(1) 賃金改善については、以下の要求基準とします。また、賃金水準の引き上げには、最低保障賃金の締結や引き上げ等の取り組みも有用であることから、加えて取り組むこととします。

①月例給労働者については、サービス連合の契約社員の賃金実態を基に算出された、年齢間差を2,200円と試算し、0.5%以上の実質的な賃金改善分を加えた3,200円以上の賃金改善を行うこととします。

### 【2014年度契約社員賃金実態調査結果】

調査協力者数 4,442名

50歳以上のデータを除く平均値 勤続年数4.38年 入社時年齢29.40歳

2014年調査の21歳から35歳までの平均間差 (2,740円・1.48%)

過去3年間の21歳から35歳までの平均間差 (2,274円・1.23%)

②時間給労働者については、サービス連合の時間給労働者の賃金実態や、法定地域別最低保障賃金の引き上げ額と連合の要求などを総合的に判断し、20円以上の賃金改善を行うこととします。

### 【2014年度時間給労働者実態調査結果】

調査協力者数 1,878名 時間給平均997円

## (2) 均等・均衡待遇実現

### ① 不条理な労働条件の是正

- 1) 慶弔休暇を正社員と同様の基準で全員に付与する。
- 2) 通勤手当を正社員と同水準で全員に支給する。
- 3) 正社員と同様の時間外割増率を全員に適用する。
- 4) 食堂やロッカー等の福利厚生施設について全員が利用可能とする。
- 5) 安全管理に関わる災害時の備品等について全員が利用可能とする。

上記以外にも、有期契約労働者の労働条件全般を点検し、労働条件を相違させることが合理的でないと判断される労働条件については是正する。

### ② 正社員との整合性が確保された人事・賃金制度の導入

一時金の支給や昇給ルール策定などに取り組み、正社員との整合性が確保された人事・賃金制度の導入をはかる。

## (3) 無期労働契約への転換

雇止めに対する不安を解消し、安心して働き続けることができる環境を整備するため無期労働契約への転換がはかれるよう以下のとおり取り組みを行うこととします。

- ① 正規労働者への登用機会を設定する。
- ② 通算5年を超える有期契約労働者の無期労働契約への転換について労働協約および就業規則で早期に定められるよう取り組む。
- ③ 無期転換後の労働条件について、転換前からの引き上げに取り組む。
- ④ 無期転換の申し込み権が発生する要件と行使期間について、毎回の契約更新時に書面で明示する。
- ⑤ 無期転換の申し込みは書面で行う。

## 3. 最低保障賃金

最低保障賃金については、「2015春季生活闘争賃金要求取り組みマニュアル」等を参考に、契約社員やパートタイマー等の賃金水準の引き上げにつながるなどその有用性や必要性について更に認識を深め、すべての加盟組合で要求することを徹底します。要求基準は以下のとおりですが、基準内で合意できない場合は、中央・地連闘争委員会と相談・調整のうえステップを踏んだ取り組みも可能とします。

### (1) 産業別最低保障賃金

雇用形態を問わずすべての従業員を対象とし、産業内すべての労働者が最低限に生活できるとともに、安心して働ける環境と労働者自らがさまざまなサービスを経験し職場に活用できる人財への投資を反映した賃金水準を目指し、最低保障賃金としての協定化を目指します。要求基準については、第12回定期大会での確認に基づき法定地域別最低保障賃金に10%を上乗せした額と2012春季生活闘争の基準額のいずれか高い方で設定することとします。各加盟組合は、取り組み趣旨を理解したうえで、契約社員やパートタイマー等の待遇改善にも繋がることから積極的に取り組むこととします。取り組みにあたっては、研修が主たる目的である場合（インターンや外国人研修生など）は適用除外とする特例も可能とします。また、高年齢雇用継続給付受給者については、年金支給額および高年齢雇用継続基本給付金との合算額での適用も可能とします。



2015年度 産業別最低保障賃金要求基準（月額は観光・航空貨物業基準）

対象都道府県	時間額 月 額	対象都道府県	時間額 月 額
東 京	977円 161,300円	神奈川	976円 161,100円
大 阪	922円 152,200円	埼 玉	883円 145,700円
愛 知	880円 145,200円	千 葉	878円 144,900円
京 都	868円 143,300円	兵 庫	854円 141,000円
静 岡	842円 139,000円	三 重	829円 136,800円
広 島	825円 136,200円	北海道	823円 135,800円
滋 賀	821円 135,500円	岐 阜	812円 134,000円
栃 木	807円 133,200円	茨 城	802円 132,400円
富 山・長 野	801円 132,200円	福 岡	800円 132,000円
奈 良	797円 131,600円	群 馬・山 梨	794円 131,100円
岡 山	791円 130,600円	石 川	790円 130,400円
福 井	788円 130,100円	新潟・和歌山・山口	787円 129,900円
宮 城	781円 128,900円	香 川	773円 127,600円
福 島	760円 126,000円	山 形・愛 媛	748円 124,500円
青森・秋田・島根・徳島	747円 124,500円	岩手・佐賀・鹿児島	746円 124,500円
鳥取・高知・長崎・熊本・大分・宮崎・沖縄			745円 124,500円

加えて、各業種別の補足基準を以下のとおりとします。

ホテル・レジャー業の加盟組合は、すべての加盟組合で要求基準での協定化を目指して要求することを徹底します。ただし、当面はその実態から、段階を踏んだ取り組みを行うことを可能とし、最低保障賃金の必要性について労使で理解を深めるとともに企業内の最

低賃金水準の産業別最低保障賃金への引き上げ要求や、対象者を絞り込んだ協定化に取り組むこととします。

観光・航空貨物業の加盟組合は、すべての従業員を対象に、産業横断的に最低保障賃金を規制する法定の特定（産業別）最低保障賃金の可能性を引き続き追求していきます。ただし、当面はその実態から、各加盟組合が対企業交渉による企業内最低保障賃金として協定化を進めます。月額については上記を基本にしつつ、時間額との整合をはかる必要がある組合については、それを可能とします。

(2) ポイント年齢別最低保障賃金

賃金制度の多様化が進むなかで産業内の賃金水準の底支えとするため賃金の基本部分を対象とし自然年齢別の全国統一最低基準として協定化に取り組むこととします。要求基準については、18歳・20歳・22歳については加盟組合の初任給水準、26歳からはサービス連合賃金実態調査に基づく基本給の全国平均より導くこととします。各加盟組合は、取り組み趣旨を理解したうえで、積極的に取り組むこととします。一時的・臨時的に雇用する者ではなく、有期または期間の定めのない雇用を前提とする基幹従業員を対象とします。有期雇用の従業員については、契約期間・更新時期・賃金規定を就業規則に明記した雇用関係の従業員を適用の範囲とします。適用対象範囲の拡大については各加盟組合が主体的に取り組むこととしますが、当面の間は26歳までの適用を可能とします。

短時間勤務などにおける算出については次式を基本とします。

$$\text{ポイント年齢別最低保障賃金} \times (\text{1日あたりの所定労働時間} - \text{1日あたりの短縮時間数}) / \text{1日あたりの所定労働時間}$$

取り組みにあたっては、年金受給者および高年齢雇用継続給付受給者については、年金月額支給額および高年齢雇用継続基本給付金との合算額での適用を可能とします。

2015年度 ポイント年齢別最低保障賃金要求基準

年 齢	月 額	年 齢	月 額
18歳	132,000円	26歳	142,000円
20歳	135,500円	30歳	162,500円
22歳	139,000円	35歳	175,500円

観光・航空貨物業の加盟組合は、基幹従業員の最低保障賃金として、産業全体の賃金水準を下支えするために引き続き取り組むこととし、従来からの取り組みとの関係について整理を行ったポイント年齢別最低保障賃金の考え方(第10回定期大会確認)に基づき、26歳・30歳・35歳を以下のとおり設定します。40歳以上の設定が必要な加盟組合は、35歳の額を下回らないことを基準に加盟組合の判断で要求することとします。

年 齢	月 額	対基本給加重	年 齢	月 額	対基本給加重
18歳	132,000円	66.31%	26歳	150,500円	67.82%
20歳	135,500円	77.75%	30歳	174,000円	68.22%
22歳	139,000円	73.11%	35歳	210,000円	67.93%

注) 産業別最低保障賃金を下回らないものとする。

#### 4. 同時要求

##### (1) 総実労働時間短縮にむけて

年間総実労働時間1800時間の実現にむけた第3期アクションプランに基づき、各加盟組合が目標達成にむけ主体的に取り組むこととします。

##### ①年間所定内労働時間が2000時間超の加盟組合（第3期アクションプラン：グループD）

重点項目：年間所定内労働時間の短縮

1) 1日の所定内労働時間の短縮

2) 休日数の拡大(年間休日数104日以上)の確保)

- ・並行して年間総実労働時間の短縮にむけ以下の取り組みを参考に、取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

○年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み

すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを旨とする。また、過重労働判定基準となる1ヵ月100時間または2ヵ月160時間を超える時間外労働の根絶を目指す

休日労働日数の削減

○年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み

一人当たり平均取得日数10日以上を目指す。また、取得日数5日未満の組合員をなくす。年次有給休暇の付与日数を、法定以上の付与を目指す。

○その他の取り組み

管理職を除く労働者の労働時間を把握する。

36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。

(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないか等)

##### ②年間総実労働時間が算定できない組合（第3期アクションプラン：グループE）

- ・労使委員会を設置し実態を把握することに優先的に取り組むこととし、本部でも該当組合への支援を行います。
- ・年間休日数104日の確保および1日の所定労働時間の短縮などによる年間所定労働時間の短縮に優先的に取り組むこととします。
- ・並行して年間総実労働時間の短縮にむけ以下の取り組みを参考にに取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

○年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み

1日の所定内労働時間の短縮 年間休日数の拡大

○年間所定外労働時間の短縮にむけた取り組み

時間外労働時間の短縮 休日労働日数の削減

○年次有給休暇の取得拡大にむけた取り組み

○その他の取り組み

36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む

(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないか等)

労働環境の整備（職場内の協力体制等）

##### ③年間総実労働時間が2000時間超の組合（第3期アクションプラン：グループC）

- ・年間総実労働時間が2000時間以内の達成にむけ以下の取り組みを参考に、取り組むこととします。
- ・2013年度総実労働時間が、2010年比で30時間の短縮を達成していない加盟組合は、年間10時間以上の短縮に取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み  
1日の所定内労働時間数の短縮(7時間45分以内が基本)  
年間休日数の拡大
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み  
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、過重労働の可能性が高まる1ヵ月80時間を超える労働を根絶するとともに年間時間外労働数360時間以下にする。  
休日労働日数の削減  
時間外等の割増率を、法定割増率以上を目指す。特に1ヵ月45時間を超える割増率の拡大を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み  
一人当たり平均取得日数12日以上を目指す。また、取得日数6日未満の組合員をなくす。  
年次有給休暇の付与日数を、法定以上の付与を目指す。
- その他の取り組み  
管理職を除く労働者の労働時間を把握する。  
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。  
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないか等)

#### ④年間総実労働時間が1900時間超の組合（第3期アクションプラン：グループB）

- ・年間総実労働時間が1900時間以内の達成にむけ以下の取り組みを参考に、取り組むこととします。
- ・2013年度総実労働時間が、2010年比で30時間の短縮を達成していない加盟組合は、年間10時間以上の短縮に取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み  
1日の所定内労働時間数の短縮を目指す。(7時間45分以内が基本)  
年間休日数の拡大を目指す。
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み  
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、年間時間外労働数240時間以下を目指す。  
休日労働日数の削減  
時間外等の割増率を、サービス連合諸基準の最低基準達成を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み  
一人当たり平均取得日数12日以上を目指す。また、取得日数6日未満の組合員をなくす。
- 年次有給休暇の付与日数を、法定以上の付与を目指す。
- その他の取り組み  
管理職を除く労働者の労働時間数の把握を目指す。(未組織の契約社員・パートタイマーにも取り組む)  
時間外労働削減にむけて業務改善に取り組む。  
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。  
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないか等)

#### ⑤年間総実労働時間が1800時間超の組合（第3期アクションプラン：グループA）

- ・年間総実労働時間が1800時間以内の達成にむけ、以下の取り組みを参考に取り組むこととします。
- ・2013年度総実労働時間が、2010年比で30時間の短縮を達成していない加盟組合は、年間10時間以上の短縮に取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み  
1日の所定内労働時間数の短縮を目指す。(7時間30分以内が基本)  
年間休日数の拡大を目指す 年間所定内労働時間1800時間以内を目指す
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み  
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、年間時間外労働数120時間以下にする 休日労働日数の削減  
時間外等の割増率を、サービス連合諸基準の最低基準達成を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み  
一人当たり平均取得日数15日以上を目指す。また、取得日数8日未満の組合員をなくす。  
年次有給休暇の付与日数を、15日以上を付与を目指す。
- その他の取り組み  
管理職を含むすべての労働者の労働時間数の把握を目指す。  
時間外労働過重にならないように、要員協定の締結を目指す。  
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。  
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないか等)

## ⑥年間総実労働時間が1800時間以内の組合（第3期アクションプラン：達成組合）

- ・年間総実労働時間が1800時間維持とさらなる短縮にむけ、以下の取り組みを参考に  
取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み  
1日の所定内労働時間数の短縮を目指す。(7時間30分以内が基本)  
年間休日数の拡大を目指す。 年間所定内労働時間1800時間以内を目指す
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み  
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、年間時間外労働数120時間以下にする。休日労働日数の削減  
時間外等の割増率を、サービス連合諸基準の到達基準達成を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み  
一人当たり平均取得日数15日以上を目指す。また、取得日数8日未満の組合員をなくす。  
年次有給休暇の付与日数を、15日以上を付与を目指す。
- その他の取り組み  
管理職を含むすべての労働者の労働時間の把握を目指す。  
時間外労働過重にならないように、要員協定の締結を目指す。  
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。  
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないか等)

## (2) 両立支援・男女平等社会の実現

2015春季生活闘争においては、2014春季生活闘争で改訂した「両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一对応」について、引き続き統一对応の達成にむけ、以下の重点項目を定めて取り組むこととします。

### ①小学校就学前までの育児に伴う短時間勤務制度の確立

育児に伴う短時間勤務制度は、保育園や幼稚園の送迎等への対応をはかれる等働きながら育児をすることを容易にするために有用な制度です。育児介護休業法では3歳未満の短時間勤務制度について定められましたが、サービス連合では、法律を上回る小学校就学前までの短時間勤務制度を確立している加盟組合が多くあります。産業全体の底上げをはかるため、統一对応として法律では努力義務となっている小学校就学前までの短時間勤務制度の確立を重点項目として取り組むこととします。

### ②子の看護休暇および介護休暇の有給化

子の看護休暇および介護休暇は、子どもの病気など緊急を要する場合や介護による日常的な

通院に対応することができ育児や介護を担っている労働者の負担を軽減するために有用な休暇制度です。サービス連合では、統一对応として、有給で対応することとされていますが、多くの加盟組合では無給での対応となっており、年次有給休暇を優先的に利用していることが想定されます。そこで、法律で定められた趣旨のとおりこれらの休暇の利用を促進できる環境整備をはかるため、統一对応である子の看護休暇および介護休暇制度の有給化を重点項目として取り組むこととします。

③各加盟組合が「男女平等参画推進計画」で定めた具体的な取り組み項目に、重点的に取り組むこととします。

### (3) 60歳以降の雇用の確保に関する基準

2014年の改正高年齢者雇用安定法の経過措置の利用によって、希望者全員が65歳まで就労が可能となっていない加盟組合が多いことから、希望者全員が65歳まで就労が可能となる制度の確立にむけ取り組むこととします。

### (4) その他の取り組み課題

その他の労働条件の向上に関する要求にあたっては、諸基準を活用し取り組むこととします。

## V. 政策制度実現にむけた取り組み

連合が掲げる2015春季生活闘争における政策制度要求の実現を目指し、各種集会や諸行動への参加など積極的に取り組むこととします。また、産業政策課題のうち必要な課題については、2015春季生活闘争期間をつうじて行政や業界団体に申し入れを行い、課題の解決や制度の実現を求めることとします。

[連合2015春季生活闘争方針(抜粋)「政策・制度実現の取り組みについて」]

「2015年度 政策・制度実現の取り組み」と「2015春季生活闘争における労働条件改善の取り組み」を「運動の両輪」として、すべての労働者を対象にした生活改善・格差是正の以下の取り組みを強力に進める。

- ①経済の好循環に向けた産業政策と雇用政策の一体的推進
- ②雇用の安定と公正労働条件の確保
- ③「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進
- ④「公平・連帯・納得」の税制改革の実現
- ⑤非正規公務員の処遇改善と公契約適正化の推進

## VI. 2015春季生活闘争に関連した取り組み

### 1. 雇用の安定的な維持・確保にむけて

観光立国の実現にむけ一翼を担う私たちの産業は、「人」で成り立っており、人財の確保は重要な取り組みです。一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる産業に進化していくためには、雇用の維持・確保はもとより中長期的な視点での要員政策も必要です。よって、「雇用の安定的な維持・確保にむけた統一对応」にのっとり、すべての加盟組合において積極的な取り組みを推進することとします。

## 「雇用の安定的な維持・確保にむけた統一对応」

(第13回中央委員会確認)

### 1. サービス連合の取り組み

サービス連合本部に「雇用対策本部」を設置し、雇用にかかわるあらゆる問題について、地連や加盟組合と連携して対応することとします。

### 2. 加盟組合の取り組み

会社が雇用した者に対して解雇や雇止めを行うことなく、雇用の安定的な維持・確保につとめるよう、加盟組合では以下の取り組みを行うこととします。

- (1) 契約社員やパートタイマー等の有期雇用契約期間中の解雇は基本的に無効であることから、有期雇用契約の締結、更新、終了のルールについて労使確認を行う。
- (2) 採用内定取り消しを未然に防ぐため、必要に応じて会社に対し、取り消し内容を定めた「職業安定法施行規則」について遵守させる。
- (3) 必要に応じて、会社に対し雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金制度の活用による、雇用の維持・確保に尽力させる。
- (4) 通算5年を超える有期契約労働者の無期労働契約への転換について労働協約および就業規則で早期に定めるよう取り組む。
- (5) すべての雇用労働者からの雇用に関する相談に対応するため「雇用対策窓口」を必要に応じて設置する。
- (6) 雇用の安定的な維持・確保を第一義とした、中長期的な視点に立った要員政策全般について以下を中心に労使協議を行う。
  - ・ 職場単位の要員を確認。
  - ・ 要員構成（正社員、契約社員、パートタイマー、派遣労働者など）と、それぞれの役割や業務内容。
  - ・ 定期的な採用を基本とした、採用方針や採用人数など。
  - ・ 若年層を中心とした定着率増加への対策など。

### 2. 組織強化・組織拡大への取り組み

組織基盤の確立にむけ、本部・地連・加盟組合が十分な連携をはかることにより、さらなる情報共有と活動支援に取り組みます。

サービス連合では、「10万人組織へのプロセス」を基に、当面の目標組織人員50,000人の実現にむけて取り組みを進めています。2014秋闘に引き続き、「組合員の範囲拡大」にむけた統一对応に基づき、企業内の契約社員や継続雇用労働者などの組織化を行うことにより、組合員の範囲拡大にむけた取り組みを積極的に進めることとします。特に、従業員の過半数を擁していない加盟組合は、改めて過半数組合の重要性を認識し、組織拡大に積極的に取り組むこととします。

## 「組合員の範囲拡大にむけた統一対応」

(第7回中央委員会確認) 要約

サービス連合は、結成以来「組合員の範囲拡大に伴う組織拡大」を重要課題として運動を進めており、全体的な取り組みに波及させていく必要があります。

そこで、組合員の範囲拡大にむけ、具体的な手順を示した統一対応を確認し、改めて過半数組合を目指した取り組みを加速させることとします。

### 【具体的な手順】

#### ●STEP 1

組合員に“組織化の必要性”について徹底した理解を求め、組織化推進のための環境づくりを行います。契約社員やパートタイマー等の人数や雇用条件、労働条件、労働環境などの実態を詳細に把握したうえで、それぞれの実態にあわせた「組織化方針」を策定します。

#### ●STEP 2

組織化をスムーズに進めるため、組織化対象者の意見集約やニーズの把握につとめます。組合規約と労働協約の改訂項目を確認し、特に労働協約の改訂については組織化を開始するまでに労使協議を行い、改訂作業を行います。

また、経営側に組合の意向を正しく伝え理解を求めます。

#### ●STEP 3

十分な職場討議と機関手続を経て、組織化方針に基づいて積極的な組織化運動に取り組みます。

※組織化説明会の開催や加入活動を展開し、一斉に組織化を進めます。

※組織化後も引き続き職場集会や懇談会を開催するなど、問題解決にむけての継続的な対応を行います。

#### ●STEP 4

ユニオンショップ制の加盟組合は、ユニオンショップ協定の改訂手続が必要です。経営側は「組合員の範囲拡大」には抵抗を示すことがありますが、粘り強い交渉で組織拡大が企業に与えるメリットを理解させ、協定の改訂を目指します。

オープンショップ制の加盟組合は、新たな組織拡大の実績をもとにユニオンショップ協定化を目指します。



## Ⅶ. 2015春季生活闘争の取り組み体制について

### 1. 取り組み体制

2015春季生活闘争の取り組み体制は以下のとおりとします。

#### (1) 闘争委員会の設置

- ① サービス連合本部中央執行委員によって構成する中央闘争委員会を設置します。中央闘争委員会は、全加盟組合の闘争状況の把握および必要に応じた支援と情報発信を行います。
- ② 中央闘争委員会を補完するため、各地連執行委員によって構成する地連闘争委員会を設置します。地連闘争委員会は、各地連内の情報把握および加盟組合への支援と中央闘争委員会への報告を行うこととします。

#### (2) 各加盟組合への支援活動

中央闘争委員会および各地連闘争委員会は、加盟組合の総合労使協議体制の確立を促すとともに、加盟組合と相互連絡を密にして交渉の進捗状況を把握し、必要に応じた支援を行います。各加盟組合への具体的な支援活動は各地連闘争委員会が行うこととしますが、中央闘争委員会担当組合に対する支援は中央闘争委員会が行います。

賃金制度等への理解を深めるとともに、最低保障賃金の取り組みを促すため「2015春季生活闘争賃金マニュアル」や、中期的賃金目標達成にむけ「35歳年収 550万円への指標 2015春季生活闘争版」を発行し、加盟組合の取り組みの一助とします。さらに、労働条件を比較するため「賃金実態調査資料」を発行し、要求検討にあたり「諸基準集」の活用を促します。また、学習会の開催や講師派遣などにより、賃金制度構築や「指標」を活用した加盟組合の要求作成にむけた支援を行うこととします。

#### 中央闘争委員会

帝国ホテル労組、リーガ労連、IHG・ANAホテルズ労連、都ホテルズ&リゾート労連、藤田観光労組、阪急阪神ホテルズ労組、ヒルトン連合会、JTBグループ労連、KNTグループ労連、阪急阪神交通社グループ労連、KWEグループ労協、日旅グループ連合、名鉄観光サービス労組、京王観光労組、トップツアー労組、読売旅行労組、東武トラベル労組

#### 北海道地連闘争委員会

札幌国際観光労組、鹿の湯労組、キコロ労組、第一滝本館労組、登別グランドホテル従組、登別温泉ケーブル労組、函館国際ホテル労組、ロワジュールホテル函館労組

#### 東日本地連闘争委員会

花巻温泉従組、サンルーラル大瀧労組、鶴ヶ池荘労組、水戸京成ホテル労組、芝パークホテル労組、セレスティンホテル労組、ホテルオークラ東京労組、ホテル日航東京労組、グリーン・ホテル・マネジメント労組、立川ワシントンホテル労組、東京ベイホテルオークラ労組、TBMクラブリゾート労組、鴨川グランドホテル労組、箱根地域労連、箱根高原ホテル従組、ホテルニューグランド労組、シーライン東京労組

国際旅行社労組、京急観光労組、京成トラベルサービス労組、フォーラムジャパン労組、フォーラムジャパンスタッフユニオン、クラブメッド労組

#### 中部地連闘争委員会

ヤマハリゾート労組、名古屋観光ホテル労組、名鉄グランドホテル労組、名鉄犬山ホテル労組、名鉄トヨタホテル労組、岡崎ニューグランドホテル労組、岐阜グランドホテル労組、三井不動産リゾートネットワーク労連、ボルファートとやま労組  
トヨタツーリスト労組、アンビ・アツアーズ労組

#### 西日本地連闘争委員会

琵琶湖ホテル労組、京都センチュリーホテル労組、京都ホテル労組、スターゲイトホテル労組、中の坊従組、神戸メリケンパークオリエンタルホテル労組、グリーンピア三木労組、リーガロイヤルホテル新居浜労組  
関汽交通労組、京阪津ツーリスト労組、阪急トラベルサポート添乗員労組、防長トラベル労組、エアトラベル徳島労組

#### 九州地連闘争委員会

杉乃井リゾート労組、大分オアシスタワーホテル労組

#### 沖縄地連闘争委員会

SHR琉球労組、ラグナガーデンホテル労組

※TAWNおよびAC労協各加盟組合は、中央闘争委員会が担当することとします。

※オブザーバー加盟組合の窓口は本部副事務局長とします。

### (3) 情報管理

加盟組合の交渉状況の把握（窓口機能）は、本部副事務局長および各地連事務局長を中心にを行います。また、「回答・妥結情報」の集計と「関連データ」の集約は政策局が行います。

#### ①サービス連合による情報発信

「2015春季生活闘争要求・回答・情報」を、本部政策局から、各地連および中央闘争委員会担当組合に送信します。

地連闘争委員会担当組合へは、各地連から加盟組合に送信することとします。

#### ②加盟組合の回答・妥結・交渉スケジュールなどに関する情報連絡

地連闘争委員会担当組合は各地連事務局長へ連絡し、地連事務局長が情報を集約して本部政策局へ連絡することとします。中央闘争委員会担当組合は、本部副事務局長へ連絡することとします。

#### ③各加盟組合は、「2015春季生活闘争要求内容関連数値調査票」および「2015春季生活闘争合意調査票」に必要事項を記入し、それぞれの期限までに本部政策局に提出をすることとします。

#### (4) 相場形成と波及力強化

合同業種別委員会を活用し、相場形成と波及力のある主要組合間で相互に要求内容や合意にむけた交渉について確認できるよう強化をはかることとします。

#### (5) その他

闘争委員会設置以降のサービス連合全体の闘争体制は、本部事務局が統括します。闘争方針について情勢に対処するために補強やスケジュール調整の必要性が生じた場合は、適宜開催する四役・事務局会議や業種別委員会で協議します。また、前記のほか細部にわたる取り組み体制については、その都度本部（中央闘争委員会）・各地連（地連闘争委員会）との間で協議していくこととします。

### 2. 交渉スケジュール

#### (1) 要求書の提出

①要求書は原則として2月末日までに提出することとします。ただし、要求書を2月末日までに提出が困難な場合は、闘争委員会と調整をはかり、遅くとも3月上旬までには提出することとします。

②要求書はサービス連合会長との連名で提出することとします。

③各加盟組合は、提出した要求書の控えを、中央闘争委員会担当組合は本部（中央闘争委員会）に、各地連闘争委員会担当組合は地連（地連闘争委員会）に1部送付することとします。

#### (2) 集中交渉期間

早期決着を目指すため集中交渉期間を設定します。

集中交渉期間は、3月16日（月）から3月20日（金）とします。

#### (3) 妥結

各加盟組合は3月末日までの決着を目指すこととします。

### 3. 連合との共闘体制

①「共闘連絡会議」については、可能な範囲で情報開示を行い、参加することとします。

②連合が主催する「2015春季生活闘争開始宣言中央総決起集会」「2015春季生活闘争政策制度要求実現中央集会」をはじめ関連する諸行動に参加します。

③各地連は、地方連合が主催する2015春季生活闘争関連の諸行動に、可能な限り参加することとします。